



鳥取県公報

平成 28 年 10 月 18 日(火)
第 8 8 4 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (625) (東部福祉保健事務所) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (626) (企業支援課) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (627) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (628) (〃) 3
	採石法による採取計画の認可の公表(629) (西部総合事務所日野振興センター) 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (630) (会計指導課) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (37) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (25) (教育総務課) 5
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所) 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (情報政策課) 5

告 示

鳥取県告示第625号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月18日

鳥取県東部福祉保健事務所 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社 Y・ring	鳥取市賀露町南一丁目1-35	咲桜	鳥取市賀露町南一丁目1-35	居宅介護、重度訪問介護	平成28年10月16日

鳥取県告示第626号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）サンイン・マルイ国府店 鳥取市国府町新通り三丁目301-1ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年4月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,950平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 230台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 100台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 302.3平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 35.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 2か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 8 届出年月日
平成28年10月4日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成28年10月18日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第627号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月18日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
山根渉	山根医院	境港市元町122	平成28年9月12日	平成28年5月25日	居宅療養管理 指導
板倉奨	板倉医院	日野郡日南町 多里225	〃	平成28年8月31日	〃
石川好明	石川内科胃腸 科医院	米子市義方町 14-5	平成28年9月14日	平成21年4月24日	〃
有限会社むら かみ薬局	むらかみ薬局 久米店	米子市久米町 270	平成28年9月27日	平成28年6月20日	〃

鳥取県告示第628号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月18日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
山根渉	山根医院	境港市元町122	平成28年9月12日	平成28年5月25日	介護予防居宅 療養管理指導
板倉奨	板倉医院	日野郡日南町	〃	平成28年8月31日	〃

		多里225			
石川好明	石川内科胃腸科医院	米子市義方町 14-5	平成28年9月14日	平成21年4月24日	〃
有限会社むらかみ薬局	むらかみ薬局 久米店	米子市久米町 270	平成28年9月27日	平成28年6月20日	〃

鳥取県告示第629号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成28年10月18日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 藤 本 好 正

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
生山礦業株式会社 代表取締役 澤田 信介	日野郡日南町 丸山340-1	日野郡日南町 花口字小倉原 山1990-2 (141,261平方メートル)	風化花崗岩、軟岩、中硬岩 (167,540立方メートル)	平成28年9月30日から平成33年9月29日まで	平成28年9月30日

鳥取県告示第630号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成28年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県立博物館主催企画展「大荒神展」における図録販売等による収納金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県立博物館学芸課	主幹学芸員	福代 宏
〃	主任学芸員	来見田 博基
〃	主任学芸員	大嶋 陽一
〃	専門員	酒井 雅代
〃	学芸員	山本 隆一朗
鳥取県立博物館総務課	課長補佐	黒見 恵子
〃	主事	高塚 英輔

3 委任期間

平成28年10月15日から同年11月8日まで

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第37号**

平成28年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年10月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 日時 平成28年10月25日（火） 午後2時

- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
- (1) 選挙の同時施行について
- (2) その他

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第25号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年10月18日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年10月19日（水）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
- (1) 委員長の選出について
- (2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成28年10月18日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
有限会社芦川建設 代表取締役 芦川宏之助	鳥取市青谷町青谷4119	鳥取市気高町会下地内	真砂土の採取	2.8242ヘクタール	2.8043ヘクタール	1.7200ヘクタール	平成28年10月3日から 平成33年10月2日まで	平成28年10月3日

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 教育情報ネットワーク整備に係る現状調査業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年9月26日
- 4 契約の相手方の名称及び 株式会社鳥取県情報センター

- 所在地 鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 41,277,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220